

(別紙)

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令案」に対する意見募集の結果

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	有効期間について、例外として60年まであるいはそれ以上の延長も可となっているが、「重要経済安保情報」と称して、政府に都合の悪い情報を隠すために悪用されないか懸念している。	重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(以下「運用基準」という。)第3章第2節1(1)において、行政機関の長は、当初の有効期間の設定にかかわらず、職員に重要経済安保情報の指定の理由を年1回以上定期的に点検させ、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとしています。 これにより、重要経済安保情報がいたずらに長期間にわたり指定されることは防止できるものと考えます。
2	法第9条において「外国の政府等に対する重要経済安保情報の提供」が可能とされている。防衛関連であれば、ある程度やむを得ないが、経済情報等についても、外国に提供できることになるため、せめて政令でしっかり制限を設けるべき。	情報保全制度は、国によって法体系等の違いも含め多様ですが、一般論として、諸外国との間で重要情報をやり取りをする際には、相手国と同等の情報保護措置をとることが求められます。 そのため、重要経済安保情報を外国に提供する場合は、我が国と同等の水準の情報保護措置が担保された場合に提供するようになっています。
3	適合事業者の認定について、外資系企業の排除等は規定されていないため、安全保障の観点から、排除規定を設けるべき。	適合事業者の認定は、運用基準第5章第1節2(3)に規定する4つの考慮要素から判断されます。外国企業の子会社であるという事実は、事業者の意思決定に際して外国からの影響等がないかという考慮要素との関係で判断されますが、この事実のみをもって判断するのではなく、あくまでも総合的に判断することになります。

4	<p>評価対象者は、行政機関と契約を結ぶ民間企業の従業員になることから、評価対象者の同意が真正なものであることは、特定秘密保護法に基づく適性評価よりも厳格に確保すべき。とりわけ、企業内の上下関係により同意が強制されることはあってはならず、評価対象者に対する告知や評価対象者からの同意の取得は、評価実施者である行政機関と評価対象者との間で直接行わなければならない、評価対象者の上司等が関与することがないようにすべき。</p>	<p>重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(以下「法」という。)第12条第3項及び運用基準において、適性評価は、評価対象者に事前に告知し、同意を得て実施するものとされており、適合事業者の従業者である評価対象者は、適合事業者から提出された名簿に掲載された後であっても、行政機関の適性評価実施担当者に対して、直接適性評価の実施についての同意、不同意又は同意の取下げを行うことが可能となっています。また、法第12条第3項に基づく同意取得手続は、行政機関と評価対象者との間で直接行うこととなっています。</p>
5	<p>評価対象者がその意に反して適性評価を受けることを同意させられないようにするため、適性評価に応じなかったとしても不利益な取扱いを受けることはない旨も告知事項に加えるべき。</p>	<p>御指摘いただいた事項については、運用基準の別添1「適性評価の実施に当たってのお知らせ(告知書)」の「7 適性評価の実施に当たって取得する個人情報の取扱い」において明記しています。なお、法第16条第1項において、適性評価の実施に関する同意をしなかった事実のみをもって不利益な取扱いをしてはならないとされています。</p>
6	<p>適性評価において収集した情報の取扱いについて、適性評価において「不適」と判断された者に関する個人情報は以後不要になるため、速やかに削除されなければならないのが、電子データを削除したとしても、適性評価に従事した者の脳内には当該個人情報は記憶されているため、再度電子データとして復元して永久保存するのは容易であり、記憶をもとに電子化するのであれば錯誤が発生するのは避けられない。以上のように、錯誤を含んだ個人情報が永久保存されるような事態をどのように回避するのか。</p>	<p>運用基準第4章第4節1に、適性評価の結果を含めた個人情報は、個人情報の保護に関する法律第66条の規定に基づき安全管理のための適切な措置を講ずること、適性評価に関して作成又は取得した文書等について10年間は保存すること、がそれぞれ規定されており、こうした規定を通じて適切に管理していきます。</p>

7	<p>重要経済安保情報の管理にあたっては、適合事業者が最も適切な方策を採用することを認め、安全なクラウドベースのソリューションを許容することにより、設備要件を設定する際に技術中立的なアプローチを促進することを強く要望する。運用基準案では、オンプレミス環境を想定しており、クラウド環境が想定されていないように読める。しかし、計算量の多いAI関係の処理や大量データの処理などを考えると、オンプレミス環境ではなくクラウド環境で処理する方が利便性が高い場合もある。</p>	<p>現状、安全保障に関わる極めて重要な情報についてクラウドで保存する上で必要な我が国としての技術的な基準が確立されていないことから、少なくとも現時点では、クラウドに重要経済安保情報を保管させることはできないとする方向で検討しています。</p>
8	<p>各省庁間で情報セキュリティ要件が異なると、コンプライアンスが複雑になるとともに民間事業者のコストが上昇し、それらの企業がセキュリティ・クリアランスを取得する意欲が実質的に削がれることになる。経済安保推進法の先例に倣い、日本政府は、省庁間で統一された情報セキュリティ要件を策定すべき。</p>	<p>重要経済安保情報を適切に保護するため、各行政機関が保護規程を定めることとなっています。御指摘を踏まえて、各行政機関の保護規程の内容の統一化に努めていきます。</p>
9	<p>設立国、議決権保有者(5%以上)、法人代表者や取締役の氏名、日付、国籍など、様々な観点から企業の適格性を評価する。また、組織内で重要経済安保情報を直接管理する人物の国籍など個人の属性も考慮する。日米間の協力は経済安全保障の強化に不可欠であるため、適格性を評価する際には、米国のような志を同じくする国の企業を好意的に扱うべき。組織内の特定の要員、特に日本の同盟国からの要員の国籍のみを根拠として、企業の適格性を否定すべきではない。むしろ、国家が支援するリスクや、重要経済安保情報の完全性と安全保障に対するその他の潜在的脅威に明確に焦点を当てるべき。</p>	<p>適合事業者の認定は、運用基準第5章第1節2(3)に規定する4つの考慮要素から判断されます。外国企業の子会社であるという事実は、事業者の意思決定に際して外国からの影響等がないかという考慮要素との関係で判断されますが、この事実のみをもって判断するのではなく、あくまでも総合的に判断することになります。</p>

10	<p>本施行令や本法律の策定に携わった政治家・官僚・有識者たちは100名程度。国会で可決承認されたとはいえ、大多数の一般国民は当該法案趣旨を承知しておらず成立に関与してもしない。代議制民主主義においてはやむを得ない事態かもしれないが、当該策定に携わった人々は「代議制」があくまで擬制であり、彼らは国民を代表も代理もしておらず、単に自らの利権及び権力への接近欲に忠実に従って当該策定を行ったことを深く自覚すべき。</p>	<p>この意見公募は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令を対象とするものです。 なお、意見公募により、国民の皆様から寄せられた御意見を踏まえて定めた本施行令や運用基準等により、適切に運用していきます。</p>
11	<p>罰則について、本法では、重くても「五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と規定されているが、この程度の罰則では、情報が重要であれば、罰則を恐れず情報漏えい(持ち出し)するのではないか。</p>	<p>この意見公募は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令を対象とするものです。</p>
12	<p>経済安保に関する情報をこのような法律で、秘密扱いすることは、国民の知る権利等が大きく害されるのであり、民主主義の根幹に揺るがすことになりかねない。拙速に成立させられた本法は直ちに廃止すべき。</p>	<p>この意見公募は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令を対象とするものです。</p>
13	<p>知る権利とプライバシーの保護について、特定秘密保護法がどのように一般の市民に影響を及ぼすかが理解できない。一般市民まで巻き込むように思えるし、国の支配・圧力を感じる。人権に大きな影響を及ぼすように感じる。</p>	<p>この意見公募は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令を対象とするものです。</p>